

火災警報

市町村長（消防組合管理者）が火災気象通報を受けたとき、火災警報の発令等火災予防上の措置を行う。

※火災警報発令基準〔市町村条例で地域の実状に応じ規定〕

気象庁の定める「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、基準に該当する場合でも、「降雨」「降雪」時には、該当しない場合がある。